

募集

大津町非常勤職員・臨時職員募集

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

障がい者を対象とする非常勤職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考	任用開始
事務補助員	本庁ほか	月～金	8:30～17:15のうち5時間45分	下の応募条件参照	有	有	任用期間2年以内 月額 89,200円	B

- 応募条件 ①身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを持っている
②自分で勤務地に通うことができる
③介助なしで業務遂行ができる

非常勤職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考	任用開始
電算操作指導・入力補助員	総合政策課	月～金	8:30～17:15のうち5時間45分	情報処理業務またはパソコン講師経験	有	有	任用期間2年以内 月額 121,600円	B
徴収事務補助員	税務課	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	—	無	有	任用期間2年以内 月額 87,800円	B
国保事務補助員	健康保険課	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	—	無	有	任用期間2年以内 月額 87,800円	B
障害認定調査員	福祉課	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	保健師または看護師	有	有	任用期間2年以内 月額 5,390円	B
建築監督業務補助員	都市計画課	月～金のうち週4日	8:30～17:15のうち5時間	建築士2級以上で実務経験5年以上	有	有	任用期間2年以内 月額 9,000円	B
外国語講師	町内小学校	月～金 (学校開校時のみ)	開校時間のうち4時間	講師経験	有	有	任用期間2年以内 月額 10,100円	B
特別支援補助員	町内小中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:00～17:00のうち5時間30分	—	有※	有	任用期間2年以内 月額 5,100円	B
給食調理補助員(B)	学校給食センター	月～金 (学校開校時のみ)	8:30～12:30	—	無	有	任用期間2年以内 月額 3,310円	B
給食調理員	学校給食センター	月～金のうち週4日	8:30～16:45	調理師または実務経験2年以上	有	有	任用期間2年以内 月額 125,200円	A

※社会保険の有無について、相談可。

臨時職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考	任用開始
一般事務	本庁ほか	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	—	無	有	任用期間6カ月以内 (更新有)月額 4,270円	A・B
一般事務(交流センター事務員)	町まちづくり交流センター	火～金	8:30～17:30のうち5時間30分	—	無	有	任用期間6カ月以内 (更新有)月額 4,270円	B
介護支援専門員	地域包括支援センター	月～金	8:30～17:15	介護支援専門員(または保健師、看護師)	有	有	任用期間6カ月以内 (更新有)月額 8,560円	B
雇用相談員	商業観光課	火・金	8:30～17:15のうち7時間	—	無	無	任用期間6カ月以内 (更新有)月額 8,890円	B
特別支援補助員	町内小中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:00～17:00のうち6時間30分	看護師または養護教諭免許	有	有	任用期間6カ月以内 (更新有)月額 6,370円	B
特別支援補助員	町内小中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:00～17:00のうち7時間45分	看護師または養護教諭免許	有	有	任用期間6カ月以内 (更新有)月額 7,595円	B

- 申込期限 2月15日(木)
○受付時間 午前9時～午後5時(土、日、祝を除く)
○申込方法 履歴書および資格証明書(写し)を役場総務課に提出してください。
○任用開始 A: 3月1日(木)予定 B: 4月1日(日)予定 ※上の表でご確認ください。
○その他 ①申込者には、2月中または、3月3日(土)、4日(日)に面接を実施予定です。
②募集の詳細などは変更になる場合があります。※不明な点はお問い合わせください。

震災支援

熊本地震支援関連

●問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

●申請期限 平成31年3月29日(金)

■一部損壊世帯の住宅補修見舞金・義援金の申請期間が延長されました

熊本地震で被災し住宅を補修した一部損壊世帯(修理費10万円以上へ見舞金・義援金を支給していますが、施行業者不足などの影響により、平成29年度中の工事完了が厳しい状況を踏まえ、申請期限を延長しました。

【配分対象・基準額】

被害区分	死亡者	死亡者	合計	
人的被害	死亡者	100万円	5万円	105万円
	重傷者	10万円	1万円	11万円
住家被害	全壊	80万円	4万円	84万円
	解体(大規模半壊)	80万円	3万円	83万円
	解体(半壊)	80万円	1万円	81万円
	大規模半壊	40万円	3万円	43万円
	半壊	40万円	1万円	41万円
	一部損壊(修理費100万円以上)	10万円	1万円	11万円

◀新
◀新

※解体：大規模半壊・半壊または敷地被害によりやむを得ず解体した世帯(被災者生活再建支援制度の「解体」世帯と同一)。すでに大規模半壊・半壊として義援金を受給済の場合は、差額(40万円)の振込となります。
※基準額の変更があり、追加配分がある場合において、いずれかの被害区分で一度申請が済んでいる場合は再度申請する必要はありません。

■平成28年熊本地震における義援金の配分対象となる被害区分に解体が追加されました

国民年金

保険料の納付に便利な「口座振替」と割引のある「前納」

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112
熊本西年金事務所 ☎096(355)3261

【国】国民年金の保険料を納付期限までに納めていないと「老齢基礎年金の受給額が低くなる」「年金そのものを受けることなく」などの恐れがあります。納め忘れないように「口座振替」や「前納」をおすすめしています。

■便利で確実な「口座振替」
口座振替にすれば、指定の口座から毎月自動的に保険料が引き落とされます(原則として、納付対象月の翌月末日)。一度手続きをすると、毎月金融機関などに出向く必要もなく、納め忘れもありません。

■割引のある「前納」と「早割」
保険料をまとめて前納(半年分、1年分、2年分)すると、割引になり大変お得です。口座振替で前納すると、さらに有利な割引になります。現金払いの場合には、6カ月、1年以外でも、希望月から翌年3月までの前納も可能です。
また、月々の保険料を「口座振替の早割」で1カ月早めに納付すると、年間6000円の割引になります。

<参考>平成29年度割引比較表

	1回あたりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額	振替日	
翌月末振替	16,490円	なし	なし	翌月末	
当月末振替(早割)	16,440円	50円	1,200円	毎月月末	
6カ月前納	現金納付	98,140円	800円	3,200円	—
	口座振替	97,820円	1,120円	4,480円	5月1日 10月31日
1年前納	現金納付	194,370円	3,510円	7,020円	—
	口座振替	193,730円	4,150円	8,300円	5月1日
2年前納	現金納付	379,560円	14,400円	—	—
	口座振替	378,320円	15,640円	—	5月1日

※平成30年度の保険料額は、平成30年2月下旬に告示される予定です。

■平成30年度の前納(口座振替)の申し込みは、2月末まで！
前納(口座振替)の申し込みには期限があります。希望する場合は、期限までに役場住民課窓口か、年金事務所手続きをお願いします。
●必要なもの 金融機関届出の印鑑、引き落とし口座の通帳
●申込期限
・平成30年度分 2月28日(水)
・平成30年度～31年度 2月28日(水)
・平成30年度(前期) 2月28日(水)
・平成30年度(後期) 8月31日(金)